



宮城小通信

郡山市立宮城小学校

学校便り No.44

令和6年11月29日

文責：校長 伊藤 孝行

みやぎっ子タイム 楽しい1・2年生の発表

11月最後のみやぎっ子タイムは、1・2年生のとても楽しい発表でした。



＜1・2年生の特技クイズを出す場面＞



＜手作り楽器のロックバンドのエア演奏＞

今回の1・2年生の発表は、子どもたちの特技クイズと生活科で作った楽器を使ったエアロックバンドの発表でした。

1・2年生の意外な特技に驚いたり、エアロックバンドの演技に拍手したりみんなで楽しみました。また、タブレットをじょうずに使って進行をしたり動画を発表したりと、タブレットの使い方がじょうずになったのには驚きました。

オーストラリアで16歳未満のSNS禁止

オーストラリアでは、SNS上でのいじめを苦にした子どもが自殺したり、犯罪に巻き込まれたりして深刻な被害が出ています。

そのことを重く見た政府は、16歳未満の子どもが「Instagram」や「TikTok」「スナップチャット」「X」「フェイスブック」などを利用することを禁止する法律を定めました。

この法律は、SNSの運営会社に16歳未満の子どもが利用できないような措置を講じることを義務づけるものです。違反した会社へは最大で4950万オーストラリアドル、日本円でおおよそ49億円の罰金が科されますが、保護者や子ども自身

への罰則は課せられないということです。

この他にも外国では、子どもたちを犯罪やいじめなどから守るためにSNSの利用には様々な規制をかけています。

○ フランスでは2023年、SNSの運営会社に対して、保護者の同意がない限り、15歳未満の子どもへのアクセスを制限するよう義務づける法律が制定されました。

○ アメリカのユタ州では、未成年がSNSを利用する際には保護者の同意がなければ利用することができないという規則があります。

● 子どもたちが犯罪の被害者になることも心配ですが、SNSは簡単に使えるだけに子どもが加害者になるケースも数多く見られます。

【子どもが加害者になったケース】

池袋暴走事故の遺族をSNSで脅迫して14歳の女子中学生が書類送検。

この女子中学生は、東京池袋で起きた車の暴走事故で、妻と娘を亡くした松永拓也さんに対し、「子どもと妻が死んで悲しいか？つらいなら私がかわりに殺してあげようか」などのメールを送ったのが脅迫とされ書類送検されました。

軽い気持ちで送ったメールが、相手を傷つけ自分の将来にも傷をつけることになりました。

※ SNSの正しい使い方については、情報モラル教育を進めていますが、ご家庭でもフィルタリングなどの措置をお願い致します。

来週は今年最後の月の12月に入ります。

早いもので明後日の日曜日から今年最後の月になる12月に入り2024年も大詰めです。

2学期も残り16日で24日（火）からは冬休みに入ります。かぜに注意して頑張りましょう。

12月の主な行事等

＊ 2日（月）～4日（水） 教育相談

＊ 5日（木） ヒップホップダンス教室

＊ 6日（金） クラブ活動3年生以上

＊ 16日（月） 6年生歴史教室

＊ 23日（月） 終業式 11時30分下校予定

＊ 24日（火）～1月7日（火） 冬休み